

地方自治法第 199 条第 12 項の規定に基づき、措置を講じた旨の通知がありましたので、次のとおり公表します。

平成 28 年 6 月 16 日

今治市監査委員 川 口 義 輝
同 谷 口 芳 史

対 象 団 体	主 管 課 等	監 査 結 果 報 告 書 の 日 付
イベント実行委員会 (三島水軍鶴姫まつり)	産業部 商工振興課	平成 28 年 4 月 22 日
<p>(監査の結果)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 支出伺兼支出伝票を起案決裁するより前に、支払いが行われているものが見受けられた。実行委員会による意思決定が行われた後に支出を行うようにされたい。 2 文書の送付にあたり、必要に応じて切手の購入をしているが、在庫の切手で対応できるにもかかわらず、新たに購入している事例が見受けられた。在庫状況の把握に努められ、不要な支出を行わないようにされたい。 3 今治市の財政的援助団体等の会計取扱要領 5 会計帳簿等において、物品（備品）台帳を備えることとなっているが、未整備となっていたので、台帳の整備を行われたい。 4 市民協働型イベント事業費補助金については、比較見積り等を義務付けていないが、当補助金は事業費に応じて金額が決まるものであることや、財源は公金であることにも鑑み、金額が高額になるものについては、比較見積りの導入など、安価にできる方法を検討されたい。 		

(措置の内容)

- 1 支出伺兼支出伝票の起案決裁後に支払を行い、適正な支出行為をするよう指導した。
- 2 現在所有している切手を使い切った後は、郵送物は郵便局に持ち込み精算することとした。
- 3 物品（備品）台帳を整備させ、適正な管理を行うよう指導した。
- 4 金額が高額になるものの購入、契約等については、慣例によらず比較見積り等を導入し、経費を抑えるよう指導した。